

VII 上場費用

1 上場審査料及び新規上場手数料

上場に際しては、次に掲げる上場審査料と新規上場手数料を名証にお支払いいただくこととなります。（別途消費税）

(1) 上場審査料^(注1) 100万円

(2) 新規上場手数料^(注2, 3)

a 定額部分 100万円

b 定率部分 次の①と②の合計金額

① 1株当たりの発行価格に公募を行う株式数を乗じて得た金額の万分の2

② 1株当たりの売出価格に売出しを行う株式数を乗じて得た金額の万分の1

(注1) 新規上場申請者が他市場上場会社である場合は、50万円とします。

(注2) 定率部分については、1,900万円が上限となります。

(注3) 上場申請した株券が既に他の金融商品取引所等に上場されている会社又は名証と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される会社は、上記aとbの合計金額の2分の1とします。

2 年間上場料及び上場後の上場手数料

上場後は、次に掲げる年間上場料と新たに株券を発行する場合の上場手数料を名証にお支払いいただきます。（別途消費税）

(1) 年間上場料

上場後の年間上場料は、当分の間、上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後株式数」という。）を基準として算定した額を毎年2月と8月に分けて、半額ずつをお支払いいただきます。

$$\text{「投資単位調整後株式数」} = \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$$

ただし、上場直後の年間上場料については、その年の1月から6月までの間に上場された場合には半額を、7月から12月までの間に上場された場合には全額を免除します。

申請会社の規模別に「投資単位調整後株式数」が1,000万株（単元株式数100株）までの年間上場料の額を例示すると、次のとおりです。

投資単位調整後株式数	年間上場料
100万株	15万円
200万株	21〃
500万株	36.6〃
1,000万株	51〃

また、上場会社は、これに加え、T D n e t 利用料（年額9万6千円）をお支払いいただきます。

(2) 上場後の上場手数料

上場後、新たに株券を発行する場合には、名証にその都度上場を申請することになります。

その際にお支払いいただくこととなる上場手数料は、1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た額の万分の5.2（名古屋周辺以外の会社（名証のみに上場している場合を除く。）は、万分の2.6）です（上限金額6,000万円）。

ただし、他の種類の株式への転換（株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付することを、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。）が行われる株式の転換により新たに上場する株券、新株予約権の権利行使により新たに上場する株券及び取得条項付新株予約権の取得に伴い新たに上場する株券については万分の1（名古屋周辺以外の会社（名証のみに上場している場合を除く。）は、万分の0.5）となります。

年間上場料早見表（株券）

上場株式数区分	年間上場料	上場株式数区分	年間上場料	上場株式数区分	年間上場料
千単位以下 10	千円 150	千単位超～千単位以下 112～116	千円 558	千単位超～千単位以下 6,400～6,800	千円 966
千単位超～千単位以下 10～12	162	116～120	570	6,800～7,200	978
12～14	174	120～130	582	7,200～7,600	990
14～16	186	130～140	594	7,600～8,000	1,002
16～18	198	140～150	606	8,000～8,400	1,014
18～20	210	150～160	618	8,400～8,800	1,026
20～22	222	160～170	630	8,800～9,200	1,038
22～24	234	170～180	642	9,200～9,600	1,050
24～26	246	180～190	654	9,600～10,000	1,062
26～28	258	190～200	666	10,000～10,400	1,074
28～30	270	200～300	678	10,400～10,800	1,086
30～32	282	300～400	690	10,800～11,200	1,098
32～34	294	400～500	702	11,200～11,600	1,110
34～36	306	500～600	714	11,600～12,000	1,122
36～38	318	600～700	726	12,000～12,400	1,134
38～40	330	700～800	738	12,400～12,800	1,146
40～44	342	800～900	750	12,800～13,200	1,158
44～48	354	900～1,000	762	13,200～13,600	1,170
48～52	366	1,000～1,200	774	13,600～14,000	1,182
52～56	378	1,200～1,400	786	14,000～14,400	1,194
56～60	390	1,400～1,600	798	14,400～14,800	1,206
60～64	402	1,600～1,800	810	14,800～15,200	1,218
64～68	414	1,800～2,000	822	15,200～15,600	1,230
68～72	426	2,000～2,400	834	15,600～16,000	1,242
72～76	438	2,400～2,800	846	16,000～16,400	1,254
76～80	450	2,800～3,200	858	16,400～16,800	1,266
80～84	462	3,200～3,600	870	16,800～17,200	1,278
84～88	474	3,600～4,000	882	17,200～17,600	1,290
88～92	486	4,000～4,400	894	17,600～18,000	1,302
92～96	498	4,400～4,800	906	18,000～18,400	1,314
96～100	510	4,800～5,200	918	18,400～18,800	1,326
100～104	522	5,200～5,600	930	18,800～19,200	1,338
104～108	534	5,600～6,000	942	19,200～19,600	1,350
108～112	546	6,000～6,400	954	19,600～20,000	1,362

※ 1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。